

議事要旨

件名	令和7年度第3回品川区公契約審議会		
日時	令和7年11月21日(金) 10時00分～11時05分	場所	品川区役所第三庁舎5階353会議室
出席委員	藤井会長(学識経験者)・飯野委員(学識経験者)・加藤委員(学識経験者)・渡辺委員(事業者団体)・毛塚委員(事業者団体)・馬越委員(労働者団体)・小島委員(労働者団体)		
傍聴人	3名		
内容	<p>審議会【議事】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 令和8年度の労働報酬下限額の算出基準と答申案について ⇒会長より答申案の説明、事務局より補足説明、意見交換 2. 意見書(令和7年10月28日付)について ⇒小島委員・馬越委員より説明 3. 答申後の労働報酬下限額に関するスケジュールについて ⇒事務局より説明 4. その他 		
主な意見等	<p>○算出金額について、たまたま1,500円に1円到達しなかったけれども、他区と比較して1,400円台の区もあるが、多くは1,500円を超えてくると思う。1回目ということもあるが、また、算出基準とは少し外れるかもしれないが、できれば1,500円台でリーダーシップを取れるような金額設定にしていきたい。</p> <p>○他区の状況をみると1,500円台が本当に多くなってくる。(ウ)の案で一安心はしているが、それでも低い部類になると思う。他区では考え方も変わってきていて、例えば会計年度任用職員でもボーナスなども出るようになって、同一賃金同一労働の観点から見直しも始まっている。1,600円台も出てくるのではということも含めて、1円2円、算定式が変わることは難しいが、1,500円台になればいいと思う。</p> <p>○軽作業員の70%以上とあるが、見習いなどの基準がない中で、悪い言い方をすれば賃金が低く見積もられる可能性がある。この基準を業者や下請けに全部任せることになるのはどうか。</p>		

<p>主な意見等</p>	<p>○熟練・未熟練は、下請けに任せているため元請けは選べない。働きぶりを見て元請けが判断するわけにはいかない。</p> <p>○キャリアアップシステムがゼネコンの現場を中心に広まってきているが、私どもの街場や公共工事ではまだまだ広まっていないところがある。これが広まってくればレベル別の賃金などが見えてくるのでは。</p> <p>○軽作業員は元々重い作業をしないという意味で結構安めの賃金になっているが、それをさらに70%というのはちょっとおかしいのではないかと。他区でも議論になってはいるが中々進んでいない。これを80%にしようとか、ちょっとずつ上げていこうとか、実態に即したものになってほしい。</p> <p>○今日答申の内容がほぼほぼ固まって、この結果を周知徹底することが本当に大事なことで、公契約条例の現場で働いていること自体を知らない方も他の区ではいるとのことで、施行された後の話になるとは思うが周知徹底を図っていただきたい。</p> <p>○労働者へのアンケート調査を定期的実施して、実態を調査していくべきだと思っている。申出権を知っているか、周知が徹底されているかなど、この環境づくりがやっぱり必要だと思う。</p> <p>○業務委託契約や指定管理協定の契約期間中のコスト増について、業者の経費負担とならないよう速やかに対応することを、公契約の中に入れることはできないか。</p> <p>○先行している区ではQRコード付きのカードのようなものを配り、周知やアンケート回収を実施している。</p> <p>○労働者もそうだが事業者としても初めてで、公契約条例がどういうものかよく分かっていない。最終的に契約する時、実務的に何があるのか具体的に説明してほしいと要望は出している。一番大きな問題は、材工共で材料費と労務費をほぼほぼ込みで見積書を取るが、下請けさんは分けて出すことをほとんど嫌がるためそこを指導していかないといけない。材料費と労務費を出したくない下請けさんは多い。</p> <p>○サービス業でも給食業界であった広島の場合は、食材費と人件費をひっくるめてやっていて、どちらも上がってしまっていて潰れるまでいってしまった。品川区でも給食の無償化があって全国的にも広まっていく場合に、事業者任せではなく制限を何かしらかけていかないとそういったことが起こると思う。</p>
--------------	--

<p>主な意見等</p>	<p>○世田谷区では、公契約のシンポジウムを開催して広く周知をしている。問題は公契約を知らない方がいることで、品川区でも世田谷区のような形で取り組んで理解を進めてほしい。</p> <p>○（他の区の）契約書をみると1枚公契約について入っていて、ただ正直ちゃんと言葉を添えていただかないと、毎年の当たり前のような仕事だと余計に分からない。今回の世田谷区の取り組みはメールでお知らせがきていて非常に良かったと思う。</p> <p>○シンポジウムなどは関係議員や労働組合の参加者が多いが、区民や事業者に聞いていただけるようにして理解を進めてほしい。</p> <p>○公契約条例については事業者で反対する人はいないと思うが、その手法についてはどういったものを対象とし、正しく支払われているか調査して、罰則規定はどうかなど各区によってみんな違う。問題になってくるのは、あまり厳しくするとそのために人を雇わなければならなくなってコストが上がってしまう。具体的にどうやっていくかというところで、今やっている労働環境チェックシートを基本とすれば事務負担もないのでは。</p> <p>○P F I 事業についても公契約条例が適用されるべきでは。</p> <p>○最賃が60円上がるころまでできていて、これはとても想定できない。協議のうえ契約変更するとのことだが、協議して終わりということが多く、速やかな対応や契約を遡るなどして、事業者が利益を上げて賃金を上げるような循環を図れるよう、公契約として考えていただきたい。</p> <p>○議会が承認するような大型工事については、工期の最終盤の外構工事の増額は5%以内の専決処分に変更しているが、今5%では足りなくなってきていて、10%となるよう議会にお願いしている。</p> <p>○消費税が2019年に10%となった時に品川健康センターの利用料は500円だったが、未だに500円のままである。事業者が吸収しっぱなしで、民間では価格転嫁が進んでいるが500円をずっと続けていて、人件費も上がっている中で、事業者が泣いていることを踏まえて中身を考えていただきたい。</p> <p>○第3回審議会の開催時期について、他の区の状況も確認したいため11月下旬の開催が適切だと思う。</p>
--------------	--

主な意見等	○工事の設計労務単価のように、サービス業も職種別という形で検討していただきたい。
その他	○附帯意見も含め答申案がまとまり、今後のスケジュールを確認し閉会した。

令和7年11月21日（金）午前10時00分から
品川区役所 第三庁舎353会議室

令和7年度 第3回 品川区公契約審議会 次 第

審議会【議事】

1. 令和8年度の労働報酬下限額の算出基準と答申案について
2. 意見書（令和7年10月28日付）について
3. 答申後の労働報酬下限額に関するスケジュールについて
4. その他

【配布資料】

資料1 答申案

（参考資料）

参考1 第2回公契約審議会資料3
（令和8年度労働報酬下限額の算出基準について）

参考2 意見書（令和7年10月28日付）

参考3 意見書（令和7年11月4日付）

令和 7 年 1 1 月 日

品川区長 森澤 恭子 様

品川区公契約審議会

会長 藤井 直子

令和 8 年度の労働報酬下限額を算出するための基準について（答申）

令和 7 年 8 月 2 1 日付品企経発第 1 8 - 2 号により、本審議会に対し行われた諮問に対し、下記のとおり答申します。

記

令和 8 年度の労働報酬下限額（令和 8 年 4 月 1 日以後に締結する契約について適用）を算出するための基準については、次の 1 および 2 の内容とすることが適当である。

また、3 のとおり委員の意見を付します。

1 工事または製造の請負契約に係る労働報酬下限額の算出基準

(1) (2)に掲げる者以外の者

令和 8 年度の東京都における公共工事設計労務単価（以下「都設計労務単価」という。）に 90% を乗じて得た額を 1 時間当たりの単価とした額とすること。

なお、「建具工」および「建築ブロック工」2 職種について、都設計労務単価が示されない場合は、それぞれ類似する職種である「内装工」および「石工」の単価を準用し、1 時間当たりの単価を算出すること。

また、当該 2 職種以外の職種について、都設計労務単価が示されない場合は、令和 7 年度における当該職種の都設計労務単価に、令和 8 年度の都設計労務単価の平均変動率を乗じて得た額を基準として、1 時間当たりの単価を算出すること。

(2) 見習い、手元等の労働者および年金等受給に伴い日当たり賃金を調整している労働者

令和 8 年度の都公共工事設計労務単価のうち「軽作業員」の単価に 70% を乗じて得た額を 1 時間当たりの単価とした額とすること。

2 工事または製造以外の請負契約、業務委託契約および指定管理協定に係る労働報酬下限額の算出基準

次のとおり算出すること。

- (1) 行政職給料表（二）1級16号級の給料月額を162.75で除して得た額を算出する。（※1）
- (2) (1)の額に1.2を乗じて得た額を算出する。（※2）
- (3) (2)の額に1.0676を乗じて得た額を算出する。（※3）

なお、算出の際に適用する行政職給料表（二）については、令和8年4月1日において施行されている最新の給料表とすること。

※1 「会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例」第5条第3項に定める勤務1時間当たりの報酬額の算出方法に準じて計算を行う。

※2 「会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例」第7条に定める地域手当に相当する報酬額の算出方法に準じて計算を行う。

※3 一般事務3類初任給の令和6年度および令和7年度の前年からの変動を踏まえた割合による。

3 委員からの意見

- (1) 労働報酬下限額の算出基準については、社会情勢や他自治体の動向を踏まえ、毎年度必要な見直しを行うことが望ましい。
- (2) 見習い、手元等の労働者に係る労働報酬下限額の算出基準については、就業実態に即した内容となるよう、引き続き検討を行うことが望ましい。
- (3) 公契約条例の適正履行のため、労働者への制度周知、状況確認等に努められたい。

令和8年度労働報酬下限額の算出基準について

前回資料3

(1) 労働報酬下限額の算出基準の勘案事項

区長は、以下の事情を勘案して、労働報酬下限額を算出するための基準（以下「算出基準」という。）を定める。

(1) 工事・製造の請負契約
公共工事設計労務単価

(2) 業務委託契約・指定管理協定
① **最低賃金法第9条第1項の地域別最低賃金**
② **職員の給与に関する条例に規定する行政職給料表(二)に定める額等**

※区長は、算出基準を定めようとするときは、品川区公契約審議会の意見を聞かなければならない。

(2) 令和7年10月時点における状況・データ等

- ・ R7年10月最低賃金額 **1,226円**（昨年 1,163円から**5.42%増**）
- ・ R7当初における制度導入区（13区）の労働報酬下限額の平均 **1,367円**
（昨年度 1,235円から**10.7%増**）
- ・ R7特別区人事委員会勧告の公民較差 **3.80%**（昨年度2.89%）
若年層を重点的に引き上げ（1類初任給**5.5%増**・3類初任給**10.1%増**）
（昨年度 1類初任給**12.1%増**、3類初任給**15.1%増**）
「若年層給与上昇率」は大きく減少している。
- ・ 行政職給料表(二)は、団体交渉の結果確定するため、勧告は行われない。
例年団体交渉は11月中・下旬まで行われる。
- ・ (区職種の) **技能Ⅱ**の適用職種は、電話交換・警備・土木作業等
- ・ (区職種の) **技能Ⅲ**の適用職種は、**調理・用務・施設維持管理等**
- ・ 技能Ⅱ初任給は行政職給料表(二)1-19で、技能Ⅲ初任給は同表1-16
過去3年の上昇率は、いずれも3類初任給上昇率と概ね一致（昨年度概ね15%増）

(3) 工事・製造の請負契約の算出基準(案)

- ・ **公共工事設計労務単価の90%の額**
- ・ **手元、見習いにあっては、「軽作業員」の70%の額**

(4) 業務委託契約・指定管理協定の算出基準(案)

算出基準(案)の考え方

- ・ 同一労働同一賃金の考え方を踏まえ、「時給で勤務する会計年度任用職員」として対象職種に従事した場合における時給と同等の労働報酬下限額を設定する。
- ・ 条例の適用対象となる業務委託契約の職種（施設の総合的な管理業務、受付、清掃、警備、用務、給食調理）と比較的近い「技能Ⅲ」の初任給173,200円（行政職給料表(二)1-16）が適用される会計年度任用職員であったと仮定して、時給を算定する。

算出基準(案)と令和8年度労働報酬下限額の試算

- (1) 行政職給料表(二)1-16の現行給与173,200円に、3類初任給上昇率10%を乗じる。
→190,520円（R7妥結見込額）
- (2) (1)の額を時給換算する。 $190,520 \times 1.2 / 162.75$ （会計年度任用職員の給与に関する条例）
→1,404円
- (3) (2)の額にR8年度における上昇率見込を乗じる。
(ア) **2.58%**（過去3年の特別区人事委員会勧告 官民較差平均）
→**1,440円**
(イ) **5%**（3.8*3.8/2.89）R6の官民較差（2.89%）からR7の官民較差（3.8%）の変動を踏まえた割合 →**1,474円**
(ウ) **6.76%**（10.1*10.1/15.1）3類初任給のR6（15.1%増）からR7（10.1%増）の変動を踏まえた割合 →**1,499円**

技能Ⅱの初任給176,400円（数区で採用実績あり）行政職給料表(二)1-19を
採用した試算

- (エ) **2.58%** →**1,467円**
- (オ) **5%** →**1,502円**
- (カ) **6.76%** →**1,527円**

(参考) 各区労働報酬下限額平均からの試算

- (1) R7各区労働報酬下限額平均 1,367円
- (2) (1)の額にR8年度における各区労働報酬下限額の上昇率見込を乗じる。
(ア) 10.68%（R6からR7にかけての上昇率と同等） → **1,513円**
(イ) 7.14%（※） → **1,465円**
※ $10.68 \times 10.1 / 15.1$
昨年度上昇率（10.68%）は、昨年度初任給上昇率（3類15.1%）の影響があると見込まれるので、3類初任給の変動割合（15.1%→10.1%）を踏まえて算定した割合

2025 年 10 月 28 日

品川区公契約審議会
会 長 藤井 直子様

品川区公契約審議会
委 員 小島 毅
委 員 馬越 浩明

2025（令和 7）年度 第 2 回品川区公契約審議会 意見書

品川区公契約条例および公契約審議会に関し、以下の通り意見を申し上げます。

記

1 2026（令和 8）年度の業務委託契約・指定管理協定の労働報酬下限額について

以下（１）および（２）を総合的に勘案し、条例目的に対して効果が生まれるよう、1,483 円以上とすることを提案します。

考え方としては、（１）（２）で算出した金額の内、求人賃金平均から算出した 1,459 円を下限、求人賃金上限から算出した 1,561 円を上限とし、（２）で算出した 1,483 円が中央値となることから（２）で算出した金額である 1,483 円以上を提案します。

（１）民間の労働市場から優れた人材を確保し、公共サービスの向上を図り、区内経済を活性化する条例効果を生むため、区内の民間賃金水準である求職賃金を上回る賃金・報酬額を支払う必要があります。以下[表]の各職種のうち、有効求人倍率が高い「介護」について、2026 年度賃上げ予測分 4.0%（※ 2）で試算すると求人賃金平均 1,403 円であれば、1,459 円が必要であり、求人賃金上限 1,501 円であれば 1,561 円が必要となります。

[表]ハローワーク品川 2025 年 8 月分 パートタイム（【別紙】参照）

職種	有効求人倍率	求人賃金 下限（円）	求人賃金 上限（円）	求職賃金（円）
介護	10.22	1306	1501	1200
清掃	2.63	1228	1239	1198
一般事務員	0.38	1223	1322	1365
飲食物調理	6.44	1192	1247	1209
居住施設・ビル管理	4.20	1220	1254	1419

※1 2025 年度賃上げ率は、2025 年度の春闘の賃上げ結果を根拠に 5.0%とする。

[2025 春闘賃上げ結果（2025 年 7 月 1 日公表）]

連合（全国） 全体：5.25%（前年同期 5.10%）

300 人未満中小組合：4.65%（同 4.45%）

有期・短時間・契約等労働者：時給 5.81%（同 5.74%）

月給 4.35% (同 4.98%)

連合東京 全体 : 5.23% (前年 5.78%) 6 月末時点
東京都 4.69% (前年 4.78%)

※2 2026 年度賃上げ予想率は、2025 年度の春闘の賃上げ結果(※1)と、2025 年度から 2026 年度までの物価変動の予測を踏まえ、4.0%(賃上げ率 5.0%—消費者物価上昇の下落率 1%)とする。

[物価上昇]

日本銀行は、経済・物価情勢の展望(2025 年 8 月 1 日)において、消費者物価(除く生鮮食品)の前年比について、2025 年度に 2%台後半、2026 年度は 1%台後半と予測。2026 年度は 2025 年度比で 1%下落すると予測。

(2) 同様に、条例効果を生むためには近隣自治体の労働報酬下限額を下回らない賃金・報酬を支払う必要があります。近隣自治体における公契約条例制定区は目黒区、渋谷区の 2 区であり、令和 7 年度の労働報酬下限額は、渋谷区が 1,426 円、目黒区が 1,298 円です。目黒区の労働報酬下限額は、令和 7 年度より施行された文京区に次いで 2 番目に低い労働報酬下限額であることから目黒区を勘案した基準ではなく、渋谷区の労働報酬下限額を勘案すべきです。

(参考として目黒区においても令和 8 年度の労働報酬下限額については大幅な引き上げが想定される)

以上のことから、2025 年渋谷区労働報酬下限額の 1,426 円に 2026 年度賃上げ予測 4.0%を勘案した、1,483 円を下回らない額とすべきです。

2 労働者に対する条例・労働報酬下限額・申出権等の周知徹底

公契約が適正に履行され、対象労働者等に対し労働報酬下限額が確実に支払われるためには、すべての対象労働者等が、条例、労働報酬下限額、申出権と申出先、不利益取り扱い禁止について知り、未払い等があった場合に、安心して申出ができる状態を維持する必要があります。

そのために、労働者等に対しそれらを周知徹底するとともに、労働者等がそれらを簡単に直接確認できるようにすべきです。

3 労働者アンケート調査による労働報酬下限額の支払い実態、労働者への条例等周知状況の確認

公契約の対象労働者等に対し労働報酬下限額が支払われているか否かの実態把握のため、対象労働者に事実を確認することが必須です。労働者アンケートを定期実施し、労働者等から事実を確認できるよう、自治体から労働者等に対し申出権と不利益取り扱い禁止を伝え、事業者を介さずに直接回答を受ける必要があります。また、同アンケートでは、労働報酬下限額以上の支払い実態のほか、条例等の理解状況を調査し、その結果を踏まえ、事業者に対する直接調査・勧告や、労働者に対する条例等の周知方法の改善などを行うよう求めます。

4 業務委託契約、指定管理協定の契約期間中における人件費を始めとするコスト増に対する発生時より速やかな追加払いと年度毎の発注額の見直し

複数年契約の当初に自治体から事業者へ支払われる発注額には、年度毎に増えるコスト(人件費等)に速やかに対応を義務付けるものが含まれていません。近年、年度を経る毎に

最低賃金や・報酬が上昇し、労働報酬下限額も引き上げられ、事業者が労働者等へ支払う賃金・報酬が増加しています。それに応じた自治体から事業者に対する発注額の速やかな追加支払いがなければ、それらの支払いは事業者負担となり経営を圧迫する要因となります。また、最低賃金は10月その他賃金テーブルの見直しは概ね4月に実施されるなど、契約期間中に起こり得る要因が速やかに対応されずに、議会や予算策定期間によって先送りや次回更新時に見直される等の対応では、条例審議会における労働報酬下限額の引き上げ審議にも悪影響を及ぼし、運営における安心と安全の確保にも影響がでます。

審議会において、毎年度、（自治体首長が告示する）労働報酬下限額の引き上げに対応し、事業者がその支払い原資を確保できるよう、自治体から事業者に対し発注額を追加支払いする制度の実施、及び労務費、原材料費、エネルギーコスト等の急激な上昇など、契約時に予想できなかった事態が生じた場合には、契約金額の見直しを含め、受注者と協議し迅速かつ適切に対応し事業者負担とならない制度を契約内容とするよう求めます。

<添付資料>

【別紙】「品川」の求人・求職バランスシート、職業別求人・求職賃金状況
(パートタイム)2025年7月 ハローワーク品川

以 上

2025年11月4日

品川区公契約審議会
会長 藤井 直子様

品川区公契約審議会
委員 小島 毅
委員 馬越 浩明

2025（令和7）年度 第3回品川区公契約審議会 意見書

品川区公契約条例および公契約審議会に関し、以下の通り意見を申し上げます。

記

1 2026（令和8）年度の業務委託契約・指定管理協定の労働報酬下限額について
以下を総合的に勘案し、条例目的に対して効果が生まれるよう、1,499円以上とすることを提案します。

（1）令和7年度第2回品川区公契約審議会で議論が成された令和8年度の報酬下限額について、行政職給料表（二）1-16の現行給与173,200円に対し、3類初任給上昇率10%を乗じ、それを基とし時給換算した値1,404円に3類初任給の令和6年（15.1%増）から令和7年（10.1%増）の変動を踏まえ、令和8年度における上昇率見込みである6.76%を乗じた1,499円が算出されます。（第2回公契約審議会配布された資料3内、（ウ）案の試算額）

（2）上記（1）は、3類初任給の令和8年度における上昇率を表しており、令和8年度においても一定の上昇率が見込まれています。品川区公契約条例の目的である「適正な履行および良好な品質の確保（＝人材の確保、定着）」を考慮し、3類初任給の上昇率をベースとした考え方により試算すべきだと考えます。

加えて、令和8年度他区の労働報酬下限額においては、近接区においても（1）から試算した報酬下限額と同等、若しくは上回る報酬下限額が想定されます。他区に後れを取らないためにも、人材流出を防ぐ観点からも（1）で算出された1,499円以上を令和8年度の労働報酬下限額すべきだと考えます。

以 上